

透明性

IMF、情報量・情報公開の適時性の向上を目指す

By Jacqueline Deslauriers

IMF サーベイ・オンライン

2010年1月8日



IMFは透明性に関する政策のレビューを行い、経済分析・情報のタイムリーな提供は、政府・IMFの説明責任の向上につながるとの見解を示した。(写真: IMF)

- 世界危機を契機に IMF の政策決定に対する関心が高まる
- より幅広く迅速な情報公開を目指す
- 「何故」公開すべきかから「何故しないのか」への転換

国際通貨基金 (IMF) は透明性に関する政策のレビューを行い、IMF の政策・決定に関する透明性を向上させることにより、加盟国政府及び国民に対し、より大きな説明責任を果たすことができるとの見解を示した。

世界金融危機を契機に、IMF の政策支援・分析はこれまで以上に広く議論されるようになったが、これは IMF 業務の情報に対する需要の増加のみならず、その評価・提言への関心の高まりを意味するものである。

過去 10 年で IMF の出版物はその数・種類共に増加した。2009 年 12 月 17 日、IMF 理事会は IMF の透明性に関する政策のレビューを行い、透明性を基本的原則とすることへのコミットメントを新たにした。また IMF の情報公開に対する基本的アプローチは、加盟国に関連する文書の公開は当該国の同意を必要とするとの原則を維持しながらも、「何故」情報を開示すべきかから「何故開示しないのか」へと転換した。

現在 IMF スタッフによるカントリー・レポートの 88% が一般に公開されているなど、その大半が開示されている。これには一般的に 4 条協議報告書として知られる、加盟国経済の健全性に関する年次報告書、さらには融資要請にまつわる報告書も含まれる。

情報量・情報公開の適時性の向上を目指して

IMF 理事会は、情報公開政策並びにその一貫性の強化に向け一連の改革を承認した。以下はその主なものである：

- 加盟国の異議が無い限り文書は公開する。これは文書公開には加盟国の明確な同意を必要としていた、レビュー以前の方針からの転換である。
- 加盟国当局による公開が望まれる文書に、各国の金融部門の健全性に関する報告書並びに、国際基準及び規範の遵守に関する報告書を含めるなど、その範疇を拡大する。
- 融資に関する文書に関しては、理事会の協議の開催以前に、当該加盟国は融資関連情報を公開する旨明言することが期待される。
- 公表を前提とする文書の範疇を、全ての政策関連文書にまで拡大する。これには IMF の歳入、財務及び予算に関する文書（市場に影響を与える情報を含んでいないことを条件に）が含まれる。

アーカイブの早期公開

近年 IMF のアーカイブに対する関心も高まっている。理事会は IMF の説明責任の向上を図る他の施策に加え、アーカイブ文書の公開までの期間の短縮を決定した。以下はその主なものである：

- 理事会の文書の公開までの期間を 5 年から 3 年に短縮
- 理事会の議事録の公開までの期間を 10 年から 5 年に短縮
- アーカイブ化された文書を選択しデジタル化、ウェブへの掲載を可能とする
- 極秘文書に関しては、上記期限の後に機密扱いを解除するとする原則を策定する
- 一般向け IMF ウェブサイトの改善を図ると共に、IMF の情報に関するガイドを作成する。

理事会の承認を得たこれらの変更は、2010 年 3 月 17 日付けで有効とする。

本稿に関するコメントは imfsurvey@imf.org まで。

本稿は、www.imf.org/imfsurvey の記事を翻訳したものである。